第5回会合の意見募集文書群に対する委員意見とJPNICの考え方

委員名	会合の意見募集文書群に対する委員意見とJPNICの考え方 名 箇所		JPNICの考え方
手塚委員			現版の方向性を支持するご意見と考えます。
	●意見募集 :		坑版の方向ほど又行するこ志兄と考えよす。
	p. 4(意見	JPNICのwebの検討委員会のページを参照できるようにしておくのは 良いアイディアだと考える。	ご意見反映しました。
	●評価基準:	 案	
	第13条1項	論理的な基準が設けられるのが良いと思う。 海外の実態を調査して、他国と比較して適切な水準を定められると 良いかもしれない。定めた基準の理由付けがあれば良い。	新gTLDレジストリに課せられるサービスレベル基準を参 考にして設定しました。
		サーバ設置やデータ格納の場所についての基準は必要ないだろうか。(昨今、クラウドに関して設置国と、当該国の法制の問題が挙がる)	ご意見の基準は、第13条1項のJPRS責任事項『本件業務を運営する』ための方策の一つであり、よりよくしていくことを促す基準にはなりますが、JPRSの違反の有無を判断する評価基準ではないと考えます。
	第13条4項	新gTLDとの関連で何か追加するべきものがないか(他のTLD上の名前との類似性などに関して)。新gTLDとの関係は、今後の課題として検討することも考えられる。	ご意見はJP-DRPの改善をどう進めるかであって、第13条4項のJPRS責任事項「JP-DRPを採用する」こととそれぞれ別の事項であり、違反の有無の基準を変更する必要はないと考えます。
	●意見募集		
	p.1 l.2	脱字:レジスリー〉レジストリ	ご意見反映しました。
	p.1 l.26	「移管契約第13条に関する評価基準(案)」は、現段階のドラフトでは「移管契約第13条の各項目に関する評価基準(案)」というタイトルになっている。正しいドキュメント名に揃えるべき。	ご意見反映しました。
	p.2 1)	「ICANNとそれぞれの国と地域のインターネットコミュニティの管理 運営組織と連携する仕組みになっていること」は、助詞「と」が4箇 所に使われていて、係り受けが分かりにくい。例えば「国と地域」 は「国や地域」とするなど、改善されるべき。	当該箇所は現版では削除されています。
		設立され、」までは、JPNIC設立当初にはIPアドレスとJPドメイン名を扱っていたことが触れられているが、その後「民間主導の管理運営を行っていること」と現在までのことが連なり、JPNICがあたかも現在もJPドメイン名の管理運営を行っているかのように読み取れ、改善されるべき。	当該箇所は現版では削除されています。
	p.3 A	「定めたとおりです」は、当該事項が意見応募者に対して既知であるかのような印象を与えるので、「定めるところによります」、あるいは「決定に従います」などに改めるべきか。	当該箇所は現版では削除されています。
	p.3 H	「最終的な」は、「最終的に」などに改めるべきか。	当該箇所は現版では削除されています。
	埧弗 垻日	 組織の場合に連絡先・連絡担当者の明記を定めるべき。 	メールアドレスで連絡先が明確であり、その上で本件責任者に宛てて連絡することを想定しています。
	●評価基準	案	
	タイトル	「の各項目」は必要か?	すべての項目の無違反が確認できる必要があるため、 「各項目」という表現があるほうが好ましいと考えます。
藏本委員	1項 全体	公平性や中立性などの項目が乏しいとする意見に関して、その傾向は 認めるものの、具体的にこれらを評価項目として設定することは難しい と考える。	「古墳日」という仏坑がめるはフがするといと考えよう。
		評価基準は実際に評価を行う有識者評価委員会委員にとって、具体的・客観的な基準が必要、誤解をおそれずに言えば、相当程度は機械的・手続的に判断できる必要がある。	現版の方向性を支持するご意見と考えます。 評価基準の再整備に関しては、「はじめに」に反映します。
		本検討委員会の使命としてこの点は重要。有識者評価委員会委員が、改めて「公平性」「中立性」などの内容について議論するようでは、 基準としてスタートできない。	
		規定なりルールなりは整備と運用の両輪。これまで移管契約13条に、その評価基準がなかったところを、これを整備することが13条委の使命と考える場合、まがりなりにも一定期間運用してみて、不備があれば再整備するという進め方が妥当と考える。	
	1-5	「ccNSO」という用語が分からなかった。脚注や用語説明などが必要ではないか。	ご意見反映しました。
	4-2	「JPドメイン名紛争処理方針」の存在と所在を知らないため、その 条文を参照することができなかった。リファレンスを追加するべ き。	ご意見反映しました。
	9項	「契約上財産権」が、そういうひとかたまりの用語があるかのような印象を受けた。読点を挿入するべきではないか。	ご意見反映しました。
	5,7,8,9項 ●人選基準	「をしているとする証跡を持たないとする」は、正確を期した表現 だろうと思うが、硬すぎて分かりづらい。改善できないか。 案	正確を期す表現として、残すべきと考えます。
	はじめに	「判定するための」だと、「人選基準」に掛かる修飾句であるかのように読み違えやすい。「判定するために設置される」などが適切と考える。	

委員名	箇所	ご意見	JPNICの考え方
山田委員	●意見募集:		
	まえがき第 2段落	「JPRS の責任の評価に関する透明性を高めることが望ましいとの結論を得たため」 → 誰から見た透明性かを明確にした方が良いと思う。例えば「JPRS の責任の評価に関してインターネットコミュニティ?から見た透明性を高めることが望ましいとの結論を得たため」等	当該箇所の「透明性」を「客観性」と改めました。他の箇所でも同じ意味合いで使われている場合にこの変更を適用しました。
	留意事項A	「第13条検討委員会と有識者評価委員会は JPNIC の機関であり、その責任と権限はJPNIC理事会が定めたとおりです。」 → 責任と権限を定めた部分が具体的にどこかが明記されていないので分かりにくい対応する本文の章節または、責任と権限を定めた文書の参照先を示した方が良いと思う。	ご意見反映し、両委員会の役割を記述しました。
	留意事項B	「「公共性の担保」は、移管契約の第13条及び第14条に定められた内容を指すものです。」 → この文章以前では第14条という文言はも出て来ないことと、この文以降及び評価基準案の中に第14条という文言が含まれていないので、ここの第14条という文言は唐突に感じる。	移管契約は「意見募集要項」の「参考資料」部にURLで参照先を示したため、本文書によって内容が的確に分
	音見墓集	「提出元の組織名と責任者氏名(個人の場合は住所と氏名)を明記したご意見のみを受け付けます」 → 責任者氏名では、組織の責任者名か意見提出責任者かが不明確。意見提出責任者か?	意見提出に関する責任者が意図するところであり、それ が明確になるよう修正しました。
		「連絡先として、メールアドレス・電話番号等の情報を受領します」 → 「連絡先として、意見提出責任者?のメールアドレス・電話番号等の 情報を受領します」	記述の形式を改め、修正しました。
	その他	意見提出者の利便性を考えて、意見募集の文案の中に、移管契約条 項へのリンク先を埋め込んでおいた方がよいのでは?	ご意見反映しました。
	●評価基準	案	
		意見募集をする際に仮設定のままで出すのはあまり好ましくない。また、この数字に至った考え方や何らかの根拠を、注記のような形で参 考情報として入れておく方が良いのでは?	「仮設定」は削除しました。 根拠に関しては手塚委員の第13条1項に対する考え方 を参照してください。
	1-4	(別途定義する) に関する情報が明示されていないので、分かりに くい。	別途定義に関しては、グローバルなDNS総体としての機能維持のために必要であることを旨とすることが想定されており、答申までに定義することを考えています。
	別紙	XXを正確に明記	対応済です。
	●評価基準	案・第13条1項の項目に関する意見	
森委員		第13条1項における現在の項目案は、細かすぎるように感じられます。 第13条1項の規定が、「公共性の認識」「日本のインターネットコミュニティの健全な発展」等であることからすれば、これに相応した粒度の項目を掲げるべきではないでしょうか。たとえば、手塚委員のご提案である「公平性・中立性に関する項目を追加すべき」というのは、大項目としてそのような項目を盛り込むべきであるというものです。また、現在の項目案である、サーバの停止時間などは、大項目であるところの「サー	第13条1項の解釈に関して次のとおりであるため、JPRSの「JPドメイン名登録管理業務の運営」に関する運営品質上の基準、および、本件業務運営を行うにあたって留意すべき条件としての、国内外インターネットコミュニティの発展に対する寄与が、評価基準を設けるべき項目だと考えます。 以下 [第2回資料3-1 4.1)] 抜粋・本項において JPRS の責任となる事項は、<本件業務(= JPドメイン名登録管理業務)を運営すること>である。
森委員	意見の趣	ビスの安定的・継続的な提供」のようなものの中の小項目として位置づけられます。 このような観点から、まずは大項目として、(1)財務基盤の健全性、(2)サービスの安定的・継続的な提供、(3)中立・公正な事業運営の確保(桑子委員長および手塚委員のご意見)、(4)適切な情報収集および(5)適切な情報公開-事業運営の透明性の5つを掲げ、その下の小項目として、個別の項目を策定する方法をご提案したいと思います。なお、下記において「基準」として記載したものは、イメージをお持ちいただくための具体例であり、十分な検討を経たものではありません。	・「日本のインターネットコミュニティの健全な発展に寄与すること」と「世界のインターネットコミュニティの発展にも資する寄与を行うこと」は、〈本件業務運営を行うにあたって留意すべき条件〉である。つまり、営利追求のみを目的として業務運営をするのではなく、コミュニティの発展に寄与するように運営することを求めている。ただし、貢献を行うために営利事業の健全な運営を損なうまでの寄与は求められていない。・JPRS が「本業務が公共性を持つことを認識する」との記述は、「通常の私企業のビジネスでは『法令/公序良俗に適う限り経済的利益の追及を目的とする』のであって、上記のような条件は付与されない」という原則に対して、〈そのような条件を付す背景と理由を述べたもの〉である。
森委員	(1) 財務基	けられます。 このような観点から、まずは大項目として、(1)財務基盤の健全性、(2)サービスの安定的・継続的な提供、(3)中立・公正な事業運営の確保(桑子委員長および手塚委員のご意見)、(4)適切な情報収集および(5)適切な情報公開-事業運営の透明性の5つを掲げ、その下の小項目として、個別の項目を策定する方法をご提案したいと思います。なお、下記において「基準」として記載したものは、イメージをお持ちいただくた	・「日本のインターネットコミュニティの健全な発展に寄与すること」と「世界のインターネットコミュニティの発展にも資する寄与を行うこと」は、〈本件業務運営を行うにあたって留意すべき条件〉である。つまり、営利追求のみを目的として業務運営をするのではなく、コミュニティの発展に寄与するように運営することを求めている。ただし、貢献を行うために営利事業の健全な運営を損なうまでの寄与は求められていない。・JPRS が「本業務が公共性を持つことを認識する」との記述は、「通常の私企業のビジネスでは『法令/公序良俗に適う限り経済的利益の追及を目的とする』のであって、上記のような条件は付与されない」という原則に対して、くそのような条件を付す背景と理由を述べたもの
森委員	旨 (1) 財務基 盤の健全性 (2) サービ	けられます。 このような観点から、まずは大項目として、(1)財務基盤の健全性、(2)サービスの安定的・継続的な提供、(3)中立・公正な事業運営の確保(桑子委員長および手塚委員のご意見)、(4)適切な情報収集および(5)適切な情報公開-事業運営の透明性の5つを掲げ、その下の小項目として、個別の項目を策定する方法をご提案したいと思います。なお、下記において「基準」として記載したものは、イメージをお持ちいただくための具体例であり、十分な検討を経たものではありません。 ①:単年度収支・中長期の収支見通しの健全性 ②:利益処分の健全性(過剰な投資・配当となっていないか) ①:レジストリデータベースの所要時間が所定の範囲内か(現在の1-1)	・「日本のインターネットコミュニティの健全な発展に寄与すること」と「世界のインターネットコミュニティの発展にも資する寄与を行うこと」は、〈本件業務運営を行うにあたって留意すべき条件〉である。つまり、営利追求のみを目的として業務運営をするのではなく、コミュニティの発展に寄与するように運営することを求めている。ただし、貢献を行うために営利事業の健全な運営を損なうまでの寄与は求められていない。・JPRS が「本業務が公共性を持つことを認識する」との記述は、「通常の私企業のビジネスでは『法令/公序良俗に適う限り経済的利益の追及を目的とする』のであって、上記のような条件を付す背景と理由を述べたもの>である。したがって、本項は、JPRS に「公共性の名の下に様々な義務を課する」ことを意図しているのではなく、JPRS が「公共的目的に寄与する道を拓く」ためのものである。
森委員	旨 (1) 財務基 (2) サービ スの (2) フラ	けられます。 このような観点から、まずは大項目として、(1)財務基盤の健全性、(2)サービスの安定的・継続的な提供、(3)中立・公正な事業運営の確保(桑子委員長および手塚委員のご意見)、(4)適切な情報収集および(5)適切な情報公開-事業運営の透明性の5つを掲げ、その下の小項目として、個別の項目を策定する方法をご提案したいと思います。なお、下記において「基準」として記載したものは、イメージをお持ちいただくための具体例であり、十分な検討を経たものではありません。 ①:単年度収支・中長期の収支見通しの健全性 ②:利益処分の健全性(過剰な投資・配当となっていないか) ①:レジストリデータベースの所要時間が所定の範囲内か(現在の1-1) ②:JPDNSの停止時間が所定の範囲内か(現在の1-2)	・「日本のインターネットコミュニティの健全な発展に寄与すること」と「世界のインターネットコミュニティの発展にも資する寄与を行うこと」は、〈本件業務運営を行うにあたって留意すべき条件〉である。つまり、営利追求のみを目的として業務運営をするのではなく、コミュニティの発展に寄与するように運営することを求めている。ただし、貢献を行うために営利事業の健全な運営を損なうまでの寄与は求められていない。 ・JPRS が「本業務が公共性を持つことを認識する」との記述は、「通常の私企業のビジネスでは『法令/公序良俗に適う限り経済的利益の追及を目的とする』のであって、上記のような条件を付す背景と理由を述べたもの>である。したがって、本項は、JPRS に「公共性の名の下に様々な義務を課する」ことを意図しているのではなく、JPRS が「公共的目的に寄与する道を拓く」ためのものである。

委員名	箇所	ご意見	JPNICの考え方
	(3)中立・ 公正な事業 運営	①:役員等の関連当事者との取引がある場合の公正な取引の確保 (桑子委員長のご意見) 基準:関連当事者との取引について公正を確保する手続きがある か、手続きの内容は適正か。	役員の利害相反は会社法が定める手続きを遵守すればよく、JPNICが評価すべき範囲に入りません。[第4回資料2 p.3]
		②:顧客間で差別的な料金・提供条件を設定していないか(桑子委員 長のご意見) 基準:差別的取扱いを禁じる内規はあるか,内規は周知・執行されてい るか	顧客対応や料金設定は市場とユーザが評価するべきものであり、JPNICが評価すべき範囲に入りません。[第4回資料2 p.3]
		③:ccTLDの提供(独占事業)にあたって不当な条件を付していないか 基準:不当な金銭的利益、サービスの提供を強要していないか, 実質 的支配(役員の選任など)を強要していないか	
		④:他事業を不当に廉価で提供し、競争事業者の事業活動を困難にしていないか。(桑子委員長のご意見) 基準 :ccTLD業務との間に適切なファイアウォールを設けているか (人・モノ・カネ・情報の切り分けができているか)	不当廉売や独占的地位濫用は独占禁止法や不正競争 防止法が定める手続きを遵守すればよく、JPNICが評 価すべき範囲に入りません。[第4回資料2 p.3]
		⑤:競争事業者の顧客を(ccTLDの提供拒否などによって)自己と取引するよう事実上強要していないか	
	(4)適切な 情報収集	①:ICANNミーティングへ参加すること(現在の1-5)	現在の1-5を支持するご意見と考えます。
	(5) 適切な 情報公開-	①:DNSに関して「JPRSが知り得た情報で重要と判断したもの」を情報発信すること(現在の1-4)	現在の1-4を支持するご意見と考えます。
森委員 (続き)		②:貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の公開 ③:関連当事者等との取引の公開	上述の「意見の趣旨」に対するJPNICの考え方を参照し
		④:ガバナンスに関する事項(意思決定のルール、会社法内部統制)の公開	工业の「思見の趣自」に対するOFMOの考え力を参照してください。
		†意見募集のアナウンス文案につきまして	
	1	「有識者評価委員会」の職責・役割がどのようなものであるかについて、説明すべきです。その説明がないと、人選基準(案)の適否を判断することができません。	ご意見を反映し、アナウンス文に評価委員会の役割を 記述しました。
	2	「有識者評価委員会」の名称は、移管契約第13条検討委員会や本件に関する理事会で従前用いられていた「第三者評価委員会」に戻すべきです。なぜならばその設置が目指すところは、アナウンス文案の標題にあるように「JPNICの評価の客観性向上」であり、同委員会の役割は、JPNICによるJPRSに対する評価行為の適否を客観的な立場(第三者的な立場)で評価することであるからです。	評価委員会の役割はJPNICの評価行為の適否を評価することではなく、理事会が提示する評価基準を用いて、移管契約第13条についてJPRSの実績評価を行うことです。 「有識者評価委員会」という名称は、この役割を適切に表すものと考えます。
	3	「■留意事項C」において第13条3項を落としていることには反対です。第13条3項は、JPRSが移管業務の公共性を担保するため、第14条に定める手続きに従うことを定めており、公共性の担保に関して重要な意義を有する条項です。	本委員会で検討している評価基準はJPRSの責任事項の履行評価に使うものです。第13条3項には、甲(JPNIC)と政府当局が共同で行う14条に定める手続きにJPRSが従うと書かれています。甲(JPNIC)および政府当局が行なう手続きは評価の対象としません。この理由で第13条3項を対象から外しています。
		3. との関係で、移管契約第13条評価基準案については、第5回の資料 3-3として提出した追加提案を維持します。移管契約第13条3項は、 第14条に定める各手続きの履践を規定しており、同条所定の各手続 きが適切に行われたかどうかは、重要な評価基準であると考えま す。	本委員会で検討している評価基準はJPRSの責任事項の履行評価に用いるものです。第14条はJPRSの責任事項を定めるものではないため、追加は不要と考えます。